

## 枚方市教育委員会規程第 1 号

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程等の一部を改正する規程

(枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程（平成10年枚方市教育委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「部次長」を「次長」に改め、同条第 2 項の表部次長の項中「部次長」を「次長」に改め、同表室長の項中

「

職制規則第 3 条第 1 項の表に規定する室長の職にある者

」

を

「

次のいずれかに該当する者

- (1) 職制規則第 3 条第 1 項の表に規定する室長の職にある者
- (2) 新しい学校推進室長

」

に改め、同表課長の項中

「

職制規則第 3 条第 1 項の表に規定する課長の職にある者

」

を

「

次のいずれかに該当する者

- (1) 職制規則第 3 条第 1 項の表に規定する課長の職にある者
- (2) 新しい学校推進室課長

」

に改め、同表主幹の項中

「

職制規則第 3 条第 1 項の表に規定する主幹の職にある者

」

を

「

次のいずれかに該当する者

- (1) 職制規則第 3 条第 1 項の表に規定する主幹の職にある者
- (2) 新しい学校推進室主幹

」

に改める。

第3条中第28号を第30号とし、第22号から第27号までを2号ずつ繰り下げ、第21号を削り、第20号を第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (2) 枚方市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則（平成30年枚方市規則第19号）第3条及び第4条の規定に基づく許可及び許可の取消し（教育次長、教育監及び部長に係るものに限る。）を行うこと。

第3条中第19号を第21号とし、第12号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、同条第11号中「情報公開」を「保有情報の公開」に改め、「公文書不存在」の次に「及び存否応答拒否」を加え、同号を同条第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 保有個人情報の開示等の請求に係る決定（部分開示及び非開示の決定（枚方市個人情報保護条例（平成29年枚方市条例第39号）第15条第1項第7号又は第8号に係るものに限る。）並びに公文書不存在及び存否応答拒否の決定に限る。）を行うこと。

第3条中第10号を第11号に繰り下げ、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 委員会規則その他委員会の定める規程の案を作成すること。

第4条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項の場合において、部長は、課の所管事務に係る室長専決事項について専決することができる。

第6条第3項中「部次長」を「次長」に改める。

第8条に次の1項を加える。

- 4 第4条第4項及び第5項の規定は、決定関与について準用する。

第10条第6項中「第4条第4項」の次に「及び第5項」を加える。

第11条第1項中「教育長又は専決者」を「次の表の左欄に掲げる者」に改め、同項の表部長の項中「部次長」を「次長」に改める。

第15条の表部長の項中

「

市長部局の部長
---------

」

を

「

子育て支援監 市長部局の部長
-------------------

」

に改め、同表部次長の項中「部次長」を「次長」に改める。

別表第1の1の表(1)表10の項中「部次長」を「次長」に改め、同表20の項中「情報公開」を「保有情報の公開」に、「第3条第11号」を「第3条第12号」に改め、同表21の項中「自己情報」を「保有個人情報」に改め、「決定」の次に「（第3条第13号に規定する決定を除く。）」

を加え、同表22の項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、別表第1の2の表1の項及び2の項中「部次長」を「次長」に改め、同表3の項中「短時間勤務職員」の次に「及びパートタイム会計年度任用職員」を加え、同表4の項及び5の項中「部次長」を「次長」に改め、同表6の項中「有給休暇」を「休暇」に改め、「介護休暇、介護時間休暇、障害のある職員の健康管理休暇、組合休暇」を削り、「部次長」を「次長」に改め、同表7の項中「所属職員（課長以上の職員を除く。）に部内の他課の事務の応援又は」を「部内の所属職員（課長代理以上の職員を除く。以下この項において同じ。）の主担事務を変更し、又は所属職員に」に、「の応援を」を「の処理に当たることを」に改め、同表に次のように加える。

10	会計年度任用職員の職の任用条件の変更を決定すること（軽易なものに限る。）。	○			
----	---------------------------------------	---	--	--	--

別表第2の1の表(1)表1の項中「及び修学部分休業」を「修学部分休業及び自己啓発等休業」に改め、同表中23の項を24の項とし、18の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、同表17の項中

「  

○	
---	--

  
」

を

「  

	○
--	---

  
」

に改め、同項を同表18の項とし、同表中16の項を17の項とし、同表15の項中

「  

○	
---	--

  
」

を

「  

	○
--	---

  
」

に改め、同項を同表16の項とし、同表中4の項から14の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次の1項を加える。

4	枚方市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則第3条及び第4条の規定に基づく許可及び許可の取消し（教育次長、教育監及び部長に係るものを除く。）を行うこと。	○			
---	--	---	--	--	--

別表第2の1の表中(2)表を削り、(3)表を(2)表とし、別表第2の2の表を次のように改める。

## 2 学校教育部

### (1) 教育支援室に関する事項

項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理
---	----	----	----	----	--------

1	就学猶予及び免除申請を許可すること。			○	
2	区域外就学を許可すること。			○	
3	教科書の無償貸与を決定すること。				○
4	奨学生を募集し、及び決定すること。	○			
5	児童、生徒及び園児の健康診断を実施すること。			○	
6	短期任用の会計年度任用職員（一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。）の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。			○	
7	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。	○			
8	人権教育の実施に係る指導及び助言を行うこと。				○
9	独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事務を処理すること。				○
10	留守家庭児童会室への入退所を決定すること。	基準が不明確		基準が明確	
11	留守家庭児童会室の短期任用の会計年度任用職員数を決定すること。	○			
12	留守家庭児童会室の管理運営に関すること。	重要		軽易	

(2) 学校教育室に関する事項

項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理
1	教職員の育児休業、育児短時間勤務、部分休業、修学部分休業及び自己啓発等休業並びに介護休暇、介護時間休暇及び障害のある職員の健康管理休暇の期間を承認すること。	○			
2	教職員の勤務に係る評定を実施すること。	○			
3	教職員の人事記録の記載事項を決定すること。			○	
4	教職員の服務に係る諸届を処理すること。			○	
5	教職員の扶養親族並びに通勤手当、住居手当及び通勤に要する費用弁償の受給資格の認定を行うこと。			○	
6	教職員の定期定例の給料、手当等及び定期定例の旅費の調査報告、配当及び支給に関する事務を処理すること。			○	
7	教職員の退隠料及び遺族扶助料の支給に関する事務を処理すること。	○			
8	教職員の公務災害の認定手続を行うこと。	○			
9	教職員の健康診断及び福利厚生に関する事務を処理すること。			○	
10	教職員に被服を貸与すること。			○	
11	教職員の社会保険に関する事務を処理すること。			○	
12	公立学校共済組合及び互助組合の掛金、負担金及び貸付金に関する事務を処理すること。			○	
13	短期任用の会計年度任用職員（一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。）の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。			○	
14	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。	○			
15	教職員の研修の年間計画に関すること。	○			
16	校外学習を許可すること。			宿泊有り	宿泊無し
17	各種教育研究会等への教職員の派遣を決定すること。				○

18	学校園の月中行事の指導を行うこと。				○
19	教育課程の届出及び教育関係の報告に対する指導助言を行うこと。				○

別表第3の1の項第2号中「の事務応援」を「における所属職員（課長代理以上の職員を除く。）の主担事務の変更」に改め、同表3の項中「会計年度任用職員の」の次に「募集及び」を加え、同表4の項中「企画政策課長」を「企画政策室長」に改め、同表5の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 会計年度任用職員の職の任用条件の変更

別表第3の7の項中「企画政策課長」を「企画政策室長」に改め、同表12の項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

(枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正)

第2条 枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程（昭和57年枚方市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 図書館の管理運営の総括に関する事。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「中央図書館副館長」を「中央図書館長」に改め、同条第5号中「中央図書館副館長」を「中央図書館長」に改め、同条第10号とし、同条第4号を同条第9号とし、同条第3号中「（軽易なものに限る。）」を削り、同条を同条第8号とし、同条第2号を同条第7号とし、同条第1号の次に次の5号を加える。

(2) 分室の管理運営に関する事。

(3) 自動車文庫の管理運営に関する事。

(4) 図書館資料の収集、保存及び廃棄に関する事。

(5) 図書館資料の貸出しの基準に関する事。

(6) 寄贈又は寄託に係る図書その他の資料の取扱いに関する事。

第8条を第7条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

第14条の表総合教育部長の項中「（決裁事項に係る事務が図書館に関するものについては、中央図書館長）」を削り、「中央図書館副館長」を「中央図書館長」に改め、同表中央図書館長の項を削り、同表中央図書館副館長の項中「中央図書館副館長」を「中央図書館長」に改め、同条を第13条とする。

第15条を第14条とする。

第16条中「第14条」を「第13条」に改め、同条を第15条とし、第17条を第16条とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条－第11条関係）

決裁・専決権者		教育長	総合教育部長	学校教育部長	おいしい給食課長	中央図書館長	教育文化センター館長	共同調理場長（第一学校給食共同調理場長及びさだ西学校給食共同調理場長に限る。） 中央図書館統括課長代理
決裁・専決事項								
服務に係るもの	宿泊を要する出張及び近畿圏外の出張		中央図書館長 附属機関の委員等	教育文化センター館長	所属職員			
	近畿圏内での出張で宿泊を要しないもの		中央図書館長	教育文化センター館長	共同調理場長	中央図書館課長代理	所属職員	所属職員
	時間外勤務、休日勤務、休暇、欠勤その他服務		中央図書館長	教育文化センター館長	所属職員			
文書等に係るもの	照会・回答・通知・依頼・報告・届出		重要		軽易			定例かつ軽易
	進達・副申・申請	重要	法定又は定例					
	通達	教育長名	部長名					
	公示・公示送達		重要		軽易			
	閲覧・証明				一般			法定

備考 「附属機関の委員等」とは、附属機関の委員その他の構成員等の特別職の職員をいう。

(枚方市教育委員会公印規程の一部改正)

第3条 枚方市教育委員会公印規程（平成2年枚方市教育委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項及び7の項中「教職員課長」を「学校教育室課長」に改め、同表17の項中「中央図書館副館長」を「中央図書館長」に改める。

(枚方市立図書館汎用コンピュータ管理運営規程の一部改正)

第4条 枚方市立図書館汎用コンピュータ管理運営規程（平成10年枚方市教育委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「中央図書館副館長」を「中央図書館長」に、「副館長」を「館長」に改め、同条第3項中「副館長」を「館長」に改める。

第8条から第14条までの規定中「副館長」を「館長」に改める。

(枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程の一部改正)

第5条 枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程（平成24年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「学校教育部教職員課」を「学校教育部学校教育室」に改める。

(枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正)

第6条 枚方市教育委員会庁内委員会規程（平成26年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

名称	目的	担任意務	委員長	副委員長	所管部署
成年年齢引下げに伴う成人祭対応検討委員会	成人祭の対象年齢等について検討するため。	(1) 成人祭の対象年齢に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。	総合教育部長	子ども未来部長	総合教育部教育政策課
学校規模等適正化検討委員会	市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の適正な規模、配置及び通学区域について検討し、教育環境の整備及び学校教育の充実を図るため。	(1) 学校の規模の適正化に関すること。 (2) 学校の配置の適正化に関すること。 (3) 学校の通学区域の適正化に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。	総合教育部長	学校教育部長	総合教育部新しい学校推進室
学校給食施設検討委員会	学校給食施設の整備等について検討するため。	(1) 小学校給食施設の整備等に関すること。 (2) 中学校給食施設の整備等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要	総合教育部長	総合政策部長、学校教育部長	総合教育部おいし給食課

		と認める事項に関する こと。			
枚方市子ども読書活動推進計画策定検討委員会	枚方市子ども読書活動推進計画を策定するため。	(1) 枚方市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。	総合教育部長	子ども未来部長	中央図書館
枚方市立図書館グランドビジョン策定委員会	枚方市立図書館グランドビジョンを策定するため。	(1) 枚方市立図書館グランドビジョンの策定に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。	総合教育部長	学校教育部長	中央図書館
枚方市立学校園安全対策検討委員会	市立の幼稚園及び学校（以下「学校園」という。）の幼児、児童及び生徒の安全対策を推進するため。	(1) 学校園の幼児、児童及び生徒の安全確保に関すること。 (2) 学校園の安全管理に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。	学校教育部長	総合教育部長	学校教育部教育支援室
児童の放課後対策検討委員会	児童の放課後環境の整備について検討するため。	(1) 児童の放課後対策に関する基本計画の策定に関すること。 (2) 児童の放課後環境の整備に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。	学校教育部長	総合教育部長	学校教育部教育支援室
学校表簿・文書検討委員会	学校教育に関する法令等並びに今日的な教育課題の解決に向けた国及び大阪府からの通知等の趣旨を踏まえ、学校園が取り扱う表簿及び文書（以下「学校表簿及び文書」という。）の管理及び運用の基準について検討するため。	(1) 学校表簿及び文書の様式に関すること。 (2) 学校表簿及び文書の作成に関すること。 (3) 学校表簿及び文書の保存及び廃棄に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。	学校教育部長	総合教育部長	学校教育部学校教育室
教育課程検討委員会	本市における特色ある学校教育	(1) 学習指導要領等の改正の基本的な考え方に	学校教育部長	学校教育部次長	学校教育部学校教育



会	の推進について検討するため。	関すること。 (2) 学校園の教育課程の基本的な枠組みに関すること。 (3) 学校園における教育内容に関すること。 (4) 学校園の管理運営に関する指針において基本目標に掲げる「笑顔あふれる学校園」、「学ぶ喜びのある学校園」及び「信頼される学校園」づくりに関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。			育室
---	----------------	---	--	--	----

(枚方市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第7条 枚方市教育委員会文書取扱規程（平成31年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号に次のように加える。

ハ 新しい学校推進室設置規則（令和3年枚方市教育委員会規則第7号）第1条に規定する  
新しい学校推進室

第2条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 適正な文書管理（受領又は起案から廃棄に至るまで文書を管理することをいう。以下同じ。）を確保するために教育政策課長が必要と認めるときは、前項第1号イに掲げる室を分割し、それぞれを課とみなす。

第3条第1項中「（受領又は起案から廃棄に至るまで文書を管理することをいう。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「教育支援推進室にあつては」を「前条第2項の規定の適用がない同条第1項第1号イに掲げる室にあつては当該室長が指名する課長、同条第2項の規定が適用された同条第1項第1号イに掲げる室にあつては同条第2項の規定により分割する前の」に、「副館長」を「館長」に改める。

別表1を次のように改める。

1 事務局文書記号

部	室	課	記号
総合教育部		教育政策課	教総政
	新しい学校推進室		教総新
		おいしい給食課	教総給
学校教育部	教育支援室		教学支

	学校教育室		教学教
--	-------	--	-----

附 則 [令和3年3月31日公布]

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市教育委員会事務局事務決裁規程又は第2条の規定による改正前の枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、第1条の規定による改正後の枚方市教育委員会事務局事務決裁規程又は第2条の規定による改正後の枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

新（改正後）	旧（現 行）												
<p>[枚方市教育委員会事務局事務決裁規程関係]</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 決定関与 決裁を受けるべき事項に係る事務を所管し、又は担当する教育次長、部長、<u>次長</u>、室長、課長及び統括課長代理（参事又は主幹が担当する事務にあつては、決裁を受けるべき事項に係る事務を所管し、又は担当する教育次長、部長、参事、<u>次長</u>及び主幹をいう。）が、決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規程において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。</p>	<p>[枚方市教育委員会事務局事務決裁規程関係]</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 決定関与 決裁を受けるべき事項に係る事務を所管し、又は担当する教育次長、部長、<u>部次長</u>、室長、課長及び統括課長代理（参事又は主幹が担当する事務にあつては、決裁を受けるべき事項に係る事務を所管し、又は担当する教育次長、部長、参事、<u>部次長</u>及び主幹をいう。）が、決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規程において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1061 427 1110">教育次長</td> <td data-bbox="427 1061 1106 1110">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1110 427 1161"></td> <td data-bbox="427 1110 1106 1161"></td> </tr> </table>	教育次長	[略]			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1142 1061 1395 1110">教育次長</td> <td data-bbox="1395 1061 2074 1110">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 1110 1395 1161"></td> <td data-bbox="1395 1110 2074 1161"></td> </tr> </table>	教育次長	[略]						
教育次長	[略]												
教育次長	[略]												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1161 427 1273"></td> <td data-bbox="427 1161 1106 1273"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1273 427 1369"><u>次長</u></td> <td data-bbox="427 1273 1106 1369">職制規則第3条第1項の表に規定する<u>次長</u>の職にある者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1369 427 1406"></td> <td data-bbox="427 1369 1106 1406"></td> </tr> </table>			<u>次長</u>	職制規則第3条第1項の表に規定する <u>次長</u> の職にある者			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1142 1161 1395 1273"></td> <td data-bbox="1395 1161 2074 1273"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 1273 1395 1369"><u>部次長</u></td> <td data-bbox="1395 1273 2074 1369">職制規則第3条第1項の表に規定する<u>部次長</u>の職にある者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 1369 1395 1406"></td> <td data-bbox="1395 1369 2074 1406"></td> </tr> </table>			<u>部次長</u>	職制規則第3条第1項の表に規定する <u>部次長</u> の職にある者		
<u>次長</u>	職制規則第3条第1項の表に規定する <u>次長</u> の職にある者												
<u>部次長</u>	職制規則第3条第1項の表に規定する <u>部次長</u> の職にある者												

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現 行）	
室長	次のいずれかに該当する者 (1) 職制規則第3条第1項の表に規定する室長の職にある者 (2) 新しい学校推進室長	室長	職制規則第3条第1項の表に規定する室長の職にある者
副参事	[略]	副参事	[略]
課長	次のいずれかに該当する者 (1) 職制規則第3条第1項の表に規定する課長の職にある者 (2) 新しい学校推進室課長	課長	職制規則第3条第1項の表に規定する課長の職にある者
主幹	次のいずれかに該当する者 (1) 職制規則第3条第1項の表に規定する主幹の職にある者 (2) 新しい学校推進室主幹	主幹	職制規則第3条第1項の表に規定する主幹の職にある者
統括課長代理	[略]	統括課長代理	[略]
監督	[略]	監督	[略]
(教育長の決裁事項)		(教育長の決裁事項)	
第3条 [略]		第3条 [略]	
(1)・(2) [略]		(1)・(2) [略]	
(3) <u>委員会規則その他委員会の定める規程の案を作成すること。</u>			

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>(4)～(11)</u> [略]</p> <p><u>(12) 保有情報の公開の請求又は申出に係る決定（部分公開及び非公開の決定（枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条第6号又は第7号に係るものに限る。）並びに公文書不<del>存在</del>及び存否応答拒否の決定に限る。）を行うこと。</u></p> <p><u>(13) 保有個人情報の開示等の請求に係る決定（部分開示及び非開示の決定（枚方市個人情報保護条例（平成29年枚方市条例第39号）第15条第1項第7号又は第8号に係るものに限る。）並びに公文書不<del>存在</del>及び存否応答拒否の決定に限る。）を行うこと。</u></p> <p><u>(14)～(21)</u> [略]</p> <p><u>(23) 枚方市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則（平成30年枚方市規則第19号）第3条及び第4条の規定に基づく許可及び許可の取消し（教育次長、教育監及び部長に係るものに限る。）を行うこと。</u></p> <p><u>(24)～(30)</u> [略]</p> <p>（部長等の専決事項）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 第1項の場合において、部長は、課の所管事務に係る室長専決事項について専決することができる。</u></p> <p><u>5</u> [略]</p> <p>（専決の特例）</p> <p>第6条 [略]</p>	<p><u>(3)～(10)</u> [略]</p> <p><u>(11) 情報公開の請求又は申出に係る決定（部分公開及び非公開の決定（枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条第6号又は第7号に係るものに限る。）並びに公文書不<del>存在</del>の決定に限る。）を行うこと。</u></p> <p><u>(12)～(20)</u> [略]</p> <p><u>(21) 職員の営利企業従事の許可を行うこと。</u></p> <p><u>(22)～(28)</u> [略]</p> <p>（部長等の専決事項）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p>（専決の特例）</p> <p>第6条 [略]</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）																
<p>2 [略]</p> <p>3 部長は、部長専決事項のうち必要と認めるものについては、<u>参事、次長</u>又は室長に専決させることができる。</p> <p>4～6 [略] (決定関与の特例)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 第4条第4項及び第5項の規定は、決定関与について準用する。</u> (合議)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 第4条第4項及び第5項の規定は、合議について準用する。 (代決)</p> <p>第11条 教育長の決裁を受けるべき事項又は専決者が専決する事項について、<u>次の表の左欄に掲げる者が不在</u>であるときは、それぞれ同表の右欄に定める者が同欄に掲げる順序により、その事項を代決することができる。</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 部長は、部長専決事項のうち必要と認めるものについては、<u>参事、部次長</u>又は室長に専決させることができる。</p> <p>4～6 [略] (決定関与の特例)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(合議)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 第4条第4項の規定は、合議について準用する。 (代決)</p> <p>第11条 教育長の決裁を受けるべき事項又は専決者が専決する事項について、<u>教育長又は専決者が不在</u>であるときは、それぞれ同表の右欄に定める者が同欄に掲げる順序により、その事項を代決することができる。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 1058 472 1110">教育長・専決者</th> <th data-bbox="472 1058 1131 1110">代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 1110 472 1163">教育長</td> <td data-bbox="472 1110 1131 1163">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1163 472 1307">部長</td> <td data-bbox="472 1163 1131 1307">                     1 <u>次長</u>                      2 所管室長                      3 所管課長                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1307 472 1393"></td> <td data-bbox="472 1307 1131 1393"></td> </tr> </tbody> </table>	教育長・専決者	代決者	教育長	[略]	部長	1 <u>次長</u> 2 所管室長 3 所管課長			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 1058 1440 1110">教育長・専決者</th> <th data-bbox="1440 1058 2098 1110">代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 1110 1440 1163">教育長</td> <td data-bbox="1440 1110 2098 1163">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1163 1440 1307">部長</td> <td data-bbox="1440 1163 2098 1307">                     1 <u>部次長</u>                      2 所管室長                      3 所管課長                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1307 1440 1393"></td> <td data-bbox="1440 1307 2098 1393"></td> </tr> </tbody> </table>	教育長・専決者	代決者	教育長	[略]	部長	1 <u>部次長</u> 2 所管室長 3 所管課長		
教育長・専決者	代決者																
教育長	[略]																
部長	1 <u>次長</u> 2 所管室長 3 所管課長																
教育長・専決者	代決者																
教育長	[略]																
部長	1 <u>部次長</u> 2 所管室長 3 所管課長																

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）																								
<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>統括課長代理</td> <td>[略]</td> </tr> </table>			統括課長代理	[略]	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>統括課長代理</td> <td>[略]</td> </tr> </table>			統括課長代理	[略]																
統括課長代理	[略]																								
統括課長代理	[略]																								
<p>2～5 [略] （補助執行をさせたときの専決等）</p> <p>第15条 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長部局の職員に補助執行させた場合における当該事務の処理については、この規程の例によるものとする。この場合において、当該事務の処理に係る専決、代決、決定関与及び合議については、この規程中次の表の左欄に掲げる者に関する規定は、それぞれ同表の右欄に掲げる者に関する規定として適用する。</p>	<p>2～5 [略] （補助執行をさせたときの専決等）</p> <p>第15条 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長部局の職員に補助執行させた場合における当該事務の処理については、この規程の例によるものとする。この場合において、当該事務の処理に係る専決、代決、決定関与及び合議については、この規程中次の表の左欄に掲げる者に関する規定は、それぞれ同表の右欄に掲げる者に関する規定として適用する。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育委員会事務局の職員</th> <th>補助執行をする職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>子育て支援監 市長部局の部長</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td>市長部局の次長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	教育委員会事務局の職員	補助執行をする職員	教育長	[略]	部長	子育て支援監 市長部局の部長	参事	[略]	次長	市長部局の次長			<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育委員会事務局の職員</th> <th>補助執行をする職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>市長部局の部長</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>部次長</td> <td>市長部局の部次長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	教育委員会事務局の職員	補助執行をする職員	教育長	[略]	部長	市長部局の部長	参事	[略]	部次長	市長部局の部次長		
教育委員会事務局の職員	補助執行をする職員																								
教育長	[略]																								
部長	子育て支援監 市長部局の部長																								
参事	[略]																								
次長	市長部局の次長																								
教育委員会事務局の職員	補助執行をする職員																								
教育長	[略]																								
部長	市長部局の部長																								
参事	[略]																								
部次長	市長部局の部次長																								
<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監督</td> <td>[略]</td> </tr> </table>			監督	[略]	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監督</td> <td>[略]</td> </tr> </table>			監督	[略]																
監督	[略]																								
監督	[略]																								
<p>別表第1（第4条関係）</p>	<p>別表第1（第4条関係）</p>																								

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）						旧（現 行）					
共通専決事項						共通専決事項					
1 一般事項						1 一般事項					
(1) 部長、室長、課長及び統括課長代理の担当する事項						(1) 部長、室長、課長及び統括課長代理の担当する事項					
項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理	項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理
1	[略]					1	[略]				
10	庁内委員会の構成員を定め、並びにその会議の開催及び付議案件を決定すること。	委員長が部長又は次長	委員長が室長	委員長が課長	委員長が統括課長代理	10	庁内委員会の構成員を定め、並びにその会議の開催及び付議案件を決定すること。	委員長が部長又は部次長	委員長が室長	委員長が課長	委員長が統括課長代理
20	保有情報の公開の請求又は申出に係る決定（第3条第12号に規定する決定を除く。）を行うこと。	[略]				20	情報公開の請求又は申出に係る決定（第3条第11号に規定する決定を除く。）を行うこと。	[略]			
21	保有個人情報の開示等の請求に係る決定（第3条	[略]				21	自己情報の開示等の請求に係る決定を行うこ	[略]			



主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）						旧（現行）					
	第13号に規定する決定を 除く。)を行うこと。										
22	保有個人情報_を提供す ること。	[略]				22	個人情報_を提供するこ と。	[略]			
48	[略]					48	[略]				
(2)・(3) [略]						(2)・(3) [略]					
2 人事事項						2 人事事項					
項	事項	部長	室長	課長	統括課長 代理	項	事項	部長	室長	課長	統括課長 代理
1	出張を命じ、その報告を 受けること。 (1) 宿泊を要する出張及 び近畿圏外の出張 (2) 近畿圏内出張で宿 泊を要しないもの	参事、次長、 室長、副参事、 附属機関の委 員等	課長	その他の 職員		1	出張を命じ、その報告を 受けること。 (1) 宿泊を要する出張及 び近畿圏外の出張 (2) 近畿圏内出張で宿 泊を要しないもの	参事、部次長、 室長、副参事、 附属機関の委 員等	課長	その他の 職員	主幹、課長 代理、統括 課長代理、 副主幹、附

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）				
				属機関の 委員等					副主幹、附 属機関の 委員等
2	特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りを決めること。	参事、次長、課長 室長、副参事		その他の 職員	2	特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りを決めること。	参事、部次長、課長 室長、副参事		その他の 職員
3	短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員の週休日及び勤務時間の割振りを定めること。	[略]			3	短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りを定めること。	[略]		
4	週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更、時間外勤務代休時間の指定、代休日の指定及び休日の勤務に替えての他の勤務日の勤務の免除を行うこと。	参事、次長、課長 室長、副参事		その他の 職員	4	週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更、時間外勤務代休時間の指定、代休日の指定及び休日の勤務に替えての他の勤務日の勤務の免除を行うこと。	参事、部次長、課長 室長、副参事		その他の 職員
5	時間外勤務及び休日勤務を命ずること。	参事、次長、課長 室長、副参事		その他の 職員	5	時間外勤務及び休日勤務を命ずること。	参事、部次長、課長 室長、副参事		その他の 職員
6	休暇、職務に専念する義務の免除（人間ドックの受診に係るものに限る。）及び欠勤を承認すること。	参事、次長、課長 室長、副参事		その他の 職員	6	有給休暇、職務に専念する義務の免除（人間ドックの受診に係るものに限	参事、部次長、課長 室長、副参事		その他の 職員

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）				
	と。								
7	部内の所属職員（課長代 理以上の職員を除く。以 下この項において同じ。） の主担事務を変更し、又 は所属職員に参事、主幹 及び副主幹の担当事務の 処理に当たることを命ず ること。	[略]							
8	[略]								
9	[略]								
10	会計年度任用職員の職の 任用条件の変更を決定す ること（軽易なものに限 る。）。	○							
備考 [略]					備考 [略]				
別表第2（第4条関係） 個別専決事項 1 総合教育部					別表第2（第4条関係） 個別専決事項				

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）				
(1) 教育政策課に関する事項					1 総合教育部 (1) 教育政策課に関する事項				
項	事項	部長	課長	統括課長代理	項	事項	部長	課長	統括課長代理
1	職員（教職員を除く。以下この表において同じ。）の育児休業、育児短時間勤務、部分休業、 <u>修学部分休業及び自己啓発等休業</u> 並びに介護休暇、介護時間休暇及び障害のある職員の健康管理休暇の期間を承認すること。	○			1	職員（教職員を除く。以下この表において同じ。）の育児休業、育児短時間勤務、部分休業 <u>及び修学部分休業</u> 並びに介護休暇、介護時間休暇及び障害のある職員の健康管理休暇の期間を承認すること。	○		
2	[略]				2	[略]			
3	[略]				3	[略]			
4	枚方市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則第3条及び第4条の規定に基づく許可及び許可の取消し（教育次長、教育監及び部長に係るものを除く。）を行うこと。	○							
5	[略]				4	[略]			
15	[略]								
16	公印の新調及び廃止に関すること。		○		14	[略]			

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）					
17	[略]				15	公印の新調及び廃止に関すること。	○			
18	公印の印影の電算処理を承認すること。			○	16	[略]				
19	[略]				17	公印の印影の電算処理を承認すること。		○		
					18	[略]				
24	[略]									
					23	[略]				
<div data-bbox="331 762 1227 965" style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>学校安全課</p> <p>→ 1・2 教育支援室（9・10）へ移管。</p> </div>					(2) 学校安全課に関する事項					
	項	事項	部長	課長	統括課長代理					
	1	独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事務を処理すること。			○					
	2	学校園安全共済会に関する事務を処理すること。			○					
(2) おいしい給食課に関する事項 [略]					(3) おいしい給食課に関する事項 [略]					
2 学校教育部					2 学校教育部					
(1) 教育支援室に関する事項					(1) 教育支援推進室に関する事項					
項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理	項	事項	部長	課長	統括課長代理
1	[略]					1	[略]			

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）						旧（現 行）				
8 [略]										
9 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事務を処理すること。										
10 留守家庭児童会室への入退所を決定すること。		基準が不明確		基準が明確						
11 留守家庭児童会室の短期任用の会計年度任用職員数を決定すること。		○								
12 留守家庭児童会室の管理運営に関すること。		重要		軽易						
(2) 学校教育室に関する事項						(2) 教職員課に関する事項				
項	事項	部長	室長	課長	統括課長代理	項	事項	部長	課長	統括課長代理
1	教職員の育児休業、育児短時間勤務、部分休業、修学部分休業及び自己啓発等休業並びに介護休暇、介護時間休暇及び障害のある職員の健康管理休暇の期間を承認すること。	[略]				1	教職員の育児休業、育児短時間勤務、部分休業及び修学部分休業並びに介護休暇の期間を承認すること。	[略]		

教育支援室

→9 学校安全課（1）より移管。

→10~12 放課後子ども課（1・2・5）より移管。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）				
14	[略]								
15	教職員の研修の年間計画に関する こと。	○			14	[略]			
16	校外学習を許可すること。			宿泊有り					
17	各種教育研究会等への教職員の派遣を決定すること。								
18	学校園の月中行事の指導を行うこと。								
19	教育課程の届出及び教育計画の報告に対する指導助言を行うこと。								

  

学校教育室

→15 教育研修課（1）より移管。

→16～19 教育指導課（1～4）より移管。

  

教育指導課

→1～4 学校教育室（16～19）へ移管。

→5・6 削除（事務が重複するため）。

  

(3) 教育指導課に関する事項

項	事項	部長	課長	統括課長 代理
1	校外学習を許可すること。		宿泊有り	宿泊無し
2	各種教育研究会等への教職員の派遣を決定すること。			○
3	学校園の月中行事の指導を行うこと。			○
4	教育課程の届出及び教育計画の報告に対する指導助言を行うこと。			○
5	短期任用の会計年度任用職員（一般事務		○	

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)					
<p>教育研修課</p> <p>→ 1 学校教育室 (15) へ移管。</p> <p>放課後子ども課</p> <p>→ 1・2・5 教育支援室 (11~13) へ移管。</p> <p>→ 3・4 削除 (事務が重複するため)。</p>	<p>に従事する者を除く。次項において同じ。)の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。</p>					
	<p>6 短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。</p>	○				
	(4) 教育研修課に関する事項					
	項	事項	部長	課長	統括課長代理	
	1	教職員の研修の年間計画に関すること。	○			
	(5) 放課後子ども課に関する事項					
	項	事項	部長	課長	統括課長代理	
	1	留守家庭児童会室への入退所を決定すること。	基準が不明確	基準が明確		
	2	留守家庭児童会室の短期任用の会計年度任用職員数を決定すること。	○			
	3	短期任用の会計年度任用職員 (一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。)の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。		○		
4	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。	○				



主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現 行）																																																					
<p>別表第3（第10条関係） 合議事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事項</th> <th colspan="2">合議者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(1) [略] (2) 部内における所属職員（課長代理以上の職員を除く。）の<u>主担事務の変更</u> (3)～(5) [略]</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>[略]</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>会計年度任用職員の<u>募集及び任免</u></td> <td colspan="2">総合教育部長 教育政策課長</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>総合計画に基づく新規事務事業及び主要事務事業の企画及び施行（総務部長、コンプライアンス推進課長及び教育政策課長にあっては、<u>条例、規則、訓令及び要綱の制定及び改廃を伴うものに限る。</u>）</td> <td colspan="2">総合教育部長 教育政策課長 総合政策部長 <u>企画政策室長</u> 財政課長 行革推進課長 総務部長</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>(1) [略] (2) <u>会計年度任用職員の職の任用条件の変更</u> (3) [略]</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		項	事項	合議者		1	(1) [略] (2) 部内における所属職員（課長代理以上の職員を除く。）の <u>主担事務の変更</u> (3)～(5) [略]	[略]		2	[略]	[略]		3	会計年度任用職員の <u>募集及び任免</u>	総合教育部長 教育政策課長		4	総合計画に基づく新規事務事業及び主要事務事業の企画及び施行（総務部長、コンプライアンス推進課長及び教育政策課長にあっては、 <u>条例、規則、訓令及び要綱の制定及び改廃を伴うものに限る。</u> ）	総合教育部長 教育政策課長 総合政策部長 <u>企画政策室長</u> 財政課長 行革推進課長 総務部長		5	(1) [略] (2) <u>会計年度任用職員の職の任用条件の変更</u> (3) [略]	[略]		<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td><u>留守家庭児童会室の管理運営に関すること。</u></td> <td>重要</td> <td>軽易</td> </tr> </table> <p>別表第3（第10条関係） 合議事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事項</th> <th colspan="2">合議者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(1) [略] (2) 部内の<u>事務応援</u> (3)～(5) [略]</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>[略]</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>会計年度任用職員の<u>任免</u></td> <td colspan="2">総合教育部長 教育政策課長</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>総合計画に基づく新規事務事業及び主要事務事業の企画及び施行（総務部長、コンプライアンス推進課長及び教育政策課長にあっては、<u>条例、規則、訓令及び要綱の制定及び改廃を伴うものに限る。</u>）</td> <td colspan="2">総合教育部長 教育政策課長 総合政策部長 <u>企画政策課長</u> 財政課長 行革推進課長 総務部長</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>(1) [略]</td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		5	<u>留守家庭児童会室の管理運営に関すること。</u>	重要	軽易	項	事項	合議者		1	(1) [略] (2) 部内の <u>事務応援</u> (3)～(5) [略]	[略]		2	[略]	[略]		3	会計年度任用職員の <u>任免</u>	総合教育部長 教育政策課長		4	総合計画に基づく新規事務事業及び主要事務事業の企画及び施行（総務部長、コンプライアンス推進課長及び教育政策課長にあっては、 <u>条例、規則、訓令及び要綱の制定及び改廃を伴うものに限る。</u> ）	総合教育部長 教育政策課長 総合政策部長 <u>企画政策課長</u> 財政課長 行革推進課長 総務部長		5	(1) [略]	[略]	
項	事項	合議者																																																					
1	(1) [略] (2) 部内における所属職員（課長代理以上の職員を除く。）の <u>主担事務の変更</u> (3)～(5) [略]	[略]																																																					
2	[略]	[略]																																																					
3	会計年度任用職員の <u>募集及び任免</u>	総合教育部長 教育政策課長																																																					
4	総合計画に基づく新規事務事業及び主要事務事業の企画及び施行（総務部長、コンプライアンス推進課長及び教育政策課長にあっては、 <u>条例、規則、訓令及び要綱の制定及び改廃を伴うものに限る。</u> ）	総合教育部長 教育政策課長 総合政策部長 <u>企画政策室長</u> 財政課長 行革推進課長 総務部長																																																					
5	(1) [略] (2) <u>会計年度任用職員の職の任用条件の変更</u> (3) [略]	[略]																																																					
5	<u>留守家庭児童会室の管理運営に関すること。</u>	重要	軽易																																																				
項	事項	合議者																																																					
1	(1) [略] (2) 部内の <u>事務応援</u> (3)～(5) [略]	[略]																																																					
2	[略]	[略]																																																					
3	会計年度任用職員の <u>任免</u>	総合教育部長 教育政策課長																																																					
4	総合計画に基づく新規事務事業及び主要事務事業の企画及び施行（総務部長、コンプライアンス推進課長及び教育政策課長にあっては、 <u>条例、規則、訓令及び要綱の制定及び改廃を伴うものに限る。</u> ）	総合教育部長 教育政策課長 総合政策部長 <u>企画政策課長</u> 財政課長 行革推進課長 総務部長																																																					
5	(1) [略]	[略]																																																					

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現 行）	
6 [略]	[略]	(2) [略]	
7 規則、規程及び要綱の制定又は改廃（人事課長及び職員課長にあっては、勤務条件その他人事に係る規則、規程及び要綱の制定又は改廃に限る。）	総合教育部長 教育政策課長 総合政策部長 企画政策室長 行革推進課長 総務部長 人事課長 職員課長 コンプライアンス推進課長	6 [略]	[略]
		7 規則、規程及び要綱の制定又は改廃（人事課長及び職員課長にあっては、勤務条件その他人事に係る規則、規程及び要綱の制定又は改廃に限る。）	総合教育部長 教育政策課長 総合政策部長 企画政策課長 行革推進課長 総務部長 人事課長 職員課長 コンプライアンス推進課長
12 保有個人情報の提供（定例又は基準が明確なものを除く。）	[略]	12 個人情報の提供（定例又は基準が明確なものを除く。）	[略]
16 [略]	[略]	16 [略]	[略]
備考 [略]		備考 [略]	
[枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係]		[枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係]	
(総合教育部長の専決事項)		(総合教育部長の専決事項)	
第4条 総合教育部長が専決する事項は、おおむね次のとおりとする。			

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(1) 学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の管理及び運営に関すること（軽易なものを除く。）。</p> <p><u>(2) 図書館の管理運営の総括に関すること。</u></p> <p><u>(3) 図書館の開館時間の臨時変更に関すること。</u></p> <p><u>(4) 図書館の臨時休館に関すること。</u></p> <p><u>(5) 図書館のグループ制に関すること。</u></p> <p><u>(6) 短期任用の会計年度任用職員（一般事務に従事する者を除く。）の選考の実施及び採用予定者の登録並びに任免に関すること。</u></p> <p><u>(7) 別表総合教育部長の欄に掲げる事項に関すること。</u></p> <p>（おいしい給食課長の専決事項）</p> <p><u>第6条</u> おいしい給食課長が専決する事項は、おおむね次のとおりとする。</p>	<p>第4条 総合教育部長が専決する事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）の管理及び運営に関すること（軽易なものを除く。）。</p> <p><u>(2) 図書館の開館時間の臨時変更に関すること。</u></p> <p><u>(3) 図書館の臨時休館に関すること。</u></p> <p><u>(4) 図書館のグループ制に関すること。</u></p> <p><u>(5) 短期任用の会計年度任用職員（一般事務に従事する者を除く。）の選考の実施及び採用予定者の登録並びに任免に関すること。</u></p> <p><u>(6) 別表総合教育部長の欄に掲げる事項に関すること。</u></p> <p>（中央図書館長の専決事項）</p> <p><u>第6条</u> 中央図書館長が専決する事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 図書館の管理運営の総括に関すること。</u></p> <p><u>(2) 分室の管理運営に関すること。</u></p> <p><u>(3) 自動車文庫の管理運営に関すること。</u></p> <p><u>(4) 図書館資料の収集、保存及び廃棄に関すること。</u></p> <p><u>(5) 図書館資料の貸出しの基準に関すること。</u></p> <p><u>(6) 寄贈又は寄託に係る図書その他の資料の取扱いに関すること。</u></p> <p><u>(7) 行事、催物その他これらに類するもの（軽易なものを除く。）の開催に関すること。</u></p> <p><u>(8) 別表中央図書館長の欄に掲げる事項に関すること。</u></p> <p>（おいしい給食課長の専決事項）</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(1)・(2) [略]            (中央図書館長の専決事項)</p> <p><u>第7条</u> 中央図書館長が専決する事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 中央図書館の管理運営に関すること。  <u>(2) 分室の管理運営に関すること。</u>  <u>(3) 自動車文庫の管理運営に関すること。</u>  <u>(4) 図書館資料の収集、保存及び廃棄に関すること。</u>  <u>(5) 図書館資料の貸出しの基準に関すること。</u>  <u>(6) 寄贈又は寄託に係る図書その他の資料の取扱いに関すること。</u>  <u>(7) 電子計算組織の管理運営に関すること。</u>  <u>(8) 行事、催物その他これらに類するものの開催に関すること。</u></p> <p><u>(9) 香里ヶ丘図書館の多目的室及び附属設備の目的外使用許可に関する</u>  <u>こと。</u></p> <p><u>(10) 別表中央図書館長の欄に掲げる事項に関する</u>  <u>こと。</u>            (教育文化センター館長の専決事項)</p> <p><u>第8条</u> [略]            (共同調理場長の専決事項)</p> <p><u>第9条</u> [略]            (中央図書館統括課長代理の専決事項)</p> <p><u>第10条</u> [略]            (専決の制限)</p> <p><u>第11条</u> [略]</p>	<p><u>第7条</u> おいしい給食課長が専決する事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]            (中央図書館副館長の専決事項)</p> <p><u>第8条</u> 中央図書館副館長が専決する事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 中央図書館の管理運営に関すること。</p> <p><u>(2) 電子計算組織の管理運営に関する</u>  <u>こと。</u></p> <p><u>(3) 行事、催物その他これらに類するもの(軽易なものに限る。)</u>  <u>の開催</u>  <u>に関する</u>  <u>こと。</u></p> <p><u>(4) 香里ヶ丘図書館の多目的室及び附属設備の目的外使用許可に関する</u>  <u>こと。</u></p> <p><u>(5) 別表中央図書館副館長の欄に掲げる事項に関する</u>  <u>こと。</u>            (教育文化センター館長の専決事項)</p> <p><u>第9条</u> [略]            (共同調理場長の専決事項)</p> <p><u>第10条</u> [略]            (中央図書館統括課長代理の専決事項)</p> <p><u>第11条</u> [略]            (専決の制限)</p>

新（改正後）	旧（現 行）																														
<p>（専決の報告）  <u>第12条</u> [略]                      （代決）  <u>第13条</u> 次の表の左欄に掲げる者が決裁し、又は専決する事項について同欄に掲げる者が不在のときは、それぞれ同表の右欄に定める者が同欄に掲げる順序により、その事項を代決することができる。この場合において、代決者が複数あるときは、あらかじめ上司が指定する者が代決することができる。</p>	<p><u>第12条</u> [略]                      （専決の報告）  <u>第13条</u> [略]                      （代決）  <u>第14条</u> 次の表の左欄に掲げる者が決裁し、又は専決する事項について同欄に掲げる者が不在のときは、それぞれ同表の右欄に定める者が同欄に掲げる順序により、その事項を代決することができる。この場合において、代決者が複数あるときは、あらかじめ上司が指定する者が代決することができる。</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 671 535 722">決裁・専決者</th> <th data-bbox="535 671 1131 722">代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 722 535 774">教育長</td> <td data-bbox="535 722 1131 774">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 774 535 1114">総合教育部長</td> <td data-bbox="535 774 1131 1114">                     1 総合教育部次長                       2 決裁事項に係る事務が共同調理場に関するものについてはおいしい給食課長、図書館に関するものについては<u>中央図書館長</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1114 535 1165">学校教育部長</td> <td data-bbox="535 1114 1131 1165">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1165 535 1216">削除</td> <td data-bbox="535 1165 1131 1216"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1216 535 1267">おいしい給食課長</td> <td data-bbox="535 1216 1131 1267">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1267 535 1318">中央図書館長</td> <td data-bbox="535 1267 1131 1318">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1318 535 1361">中央図書館統括課長代理</td> <td data-bbox="535 1318 1131 1361">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	決裁・専決者	代決者	教育長	[略]	総合教育部長	1 総合教育部次長  2 決裁事項に係る事務が共同調理場に関するものについてはおいしい給食課長、図書館に関するものについては <u>中央図書館長</u>	学校教育部長	[略]	削除		おいしい給食課長	[略]	中央図書館長	[略]	中央図書館統括課長代理	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 719 1503 770">決裁・専決者</th> <th data-bbox="1503 719 2098 770">代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 770 1503 821">教育長</td> <td data-bbox="1503 770 2098 821">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 821 1503 1161">総合教育部長</td> <td data-bbox="1503 821 2098 1161">                     1 総合教育部次長（決裁事項に係る事務が<u>図書館に関するものについては、中央図書館長</u>）                       2 決裁事項に係る事務が共同調理場に関するものについてはおいしい給食課長、図書館に関するものについては<u>中央図書館副館長</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1161 1503 1212">学校教育部長</td> <td data-bbox="1503 1161 2098 1212">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1212 1503 1264">中央図書館長</td> <td data-bbox="1503 1212 2098 1264"><u>中央図書館副館長</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1264 1503 1315">おいしい給食課長</td> <td data-bbox="1503 1264 2098 1315">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1315 1503 1361">中央図書館副館長</td> <td data-bbox="1503 1315 2098 1361">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	決裁・専決者	代決者	教育長	[略]	総合教育部長	1 総合教育部次長（決裁事項に係る事務が <u>図書館に関するものについては、中央図書館長</u> ）  2 決裁事項に係る事務が共同調理場に関するものについてはおいしい給食課長、図書館に関するものについては <u>中央図書館副館長</u>	学校教育部長	[略]	中央図書館長	<u>中央図書館副館長</u>	おいしい給食課長	[略]	中央図書館副館長	[略]
決裁・専決者	代決者																														
教育長	[略]																														
総合教育部長	1 総合教育部次長  2 決裁事項に係る事務が共同調理場に関するものについてはおいしい給食課長、図書館に関するものについては <u>中央図書館長</u>																														
学校教育部長	[略]																														
削除																															
おいしい給食課長	[略]																														
中央図書館長	[略]																														
中央図書館統括課長代理	[略]																														
決裁・専決者	代決者																														
教育長	[略]																														
総合教育部長	1 総合教育部次長（決裁事項に係る事務が <u>図書館に関するものについては、中央図書館長</u> ）  2 決裁事項に係る事務が共同調理場に関するものについてはおいしい給食課長、図書館に関するものについては <u>中央図書館副館長</u>																														
学校教育部長	[略]																														
中央図書館長	<u>中央図書館副館長</u>																														
おいしい給食課長	[略]																														
中央図書館副館長	[略]																														

新（改正後）								旧（現 行）																																																																																																							
<p>(代決の制限)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>(代決の特例)</p> <p>第15条 第13条に規定するそれぞれの代決者が不在のためにその事務について決裁することができない場合において、その事務について特に決裁する必要があるときは、専決者の所属する直接の上司の決裁を得ることによって代決されたものとみなして処理することができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>別表（第3条—第11条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>決裁・専決権者</td> <td>教育者</td> <td>総合教育部長</td> <td>学校教育部長</td> <td>おいしい給食課長</td> <td>中央図書館長</td> <td>教育文化センター館長</td> <td>共同調理場長(第一学校給食共同調理場長及びさだ西学校給食共同調理場長に限る。)</td> </tr> <tr> <td>決裁・専決事項</td> <td>専決事項</td> <td>専決事項</td> <td>専決事項</td> <td>専決事項</td> <td>専決事項</td> <td>専決事項</td> <td>中央図書館統括課長代理</td> </tr> </table>								決裁・専決権者	教育者	総合教育部長	学校教育部長	おいしい給食課長	中央図書館長	教育文化センター館長	共同調理場長(第一学校給食共同調理場長及びさだ西学校給食共同調理場長に限る。)	決裁・専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	中央図書館統括課長代理	<table border="1"> <tr> <td>中央図書館統括課長代理</td> <td>[略]</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="8">(代決の制限)</td> </tr> <tr> <td colspan="8">第15条 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(代決の特例)</td> </tr> <tr> <td colspan="8">第16条 第14条に規定するそれぞれの代決者が不在のためにその事務について決裁することができない場合において、その事務について特に決裁する必要があるときは、専決者の所属する直接の上司の決裁を得ることによって代決されたものとみなして処理することができる。</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(準用)</td> </tr> <tr> <td colspan="8">第17条 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="8">別表（第3条—第16条関係）</td> </tr> <tr> <td>決裁・専決権者</td> <td>教育者</td> <td>総合教育部長</td> <td>学校教育部長</td> <td>おいしい給食課長</td> <td>中央図書館長</td> <td>教育文化センター館長</td> <td>共同調理場長(第一学校給食共同調理場長及びさだ西学校給食共同調理場長に限る。)</td> </tr> <tr> <td>決裁・専決事項</td> <td>専決事項</td> <td>専決事項</td> <td>専決事項</td> <td>専決事項</td> <td>専決事項</td> <td>専決事項</td> <td>中央図書館統括課長代理</td> </tr> </table>								中央図書館統括課長代理	[略]							(代決の制限)								第15条 [略]								(代決の特例)								第16条 第14条に規定するそれぞれの代決者が不在のためにその事務について決裁することができない場合において、その事務について特に決裁する必要があるときは、専決者の所属する直接の上司の決裁を得ることによって代決されたものとみなして処理することができる。								(準用)								第17条 [略]								別表（第3条—第16条関係）								決裁・専決権者	教育者	総合教育部長	学校教育部長	おいしい給食課長	中央図書館長	教育文化センター館長	共同調理場長(第一学校給食共同調理場長及びさだ西学校給食共同調理場長に限る。)	決裁・専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	中央図書館統括課長代理
決裁・専決権者	教育者	総合教育部長	学校教育部長	おいしい給食課長	中央図書館長	教育文化センター館長	共同調理場長(第一学校給食共同調理場長及びさだ西学校給食共同調理場長に限る。)																																																																																																								
決裁・専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	中央図書館統括課長代理																																																																																																								
中央図書館統括課長代理	[略]																																																																																																														
(代決の制限)																																																																																																															
第15条 [略]																																																																																																															
(代決の特例)																																																																																																															
第16条 第14条に規定するそれぞれの代決者が不在のためにその事務について決裁することができない場合において、その事務について特に決裁する必要があるときは、専決者の所属する直接の上司の決裁を得ることによって代決されたものとみなして処理することができる。																																																																																																															
(準用)																																																																																																															
第17条 [略]																																																																																																															
別表（第3条—第16条関係）																																																																																																															
決裁・専決権者	教育者	総合教育部長	学校教育部長	おいしい給食課長	中央図書館長	教育文化センター館長	共同調理場長(第一学校給食共同調理場長及びさだ西学校給食共同調理場長に限る。)																																																																																																								
決裁・専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	中央図書館統括課長代理																																																																																																								



主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）							旧（現 行）							
もの	依頼・報告・届出						係るもの	通知・依頼・報告・届出						
	進達・重副申・要申請	重	法定又は定例					進達・重副申・要申請	重	法定又は定例				
	通達	教 育 長 名	部長名					通達	教 育 長 名	部長名				
	公示・公示送達		重要	軽易				公示・公示送達		重要		軽易		
	閲覧・証明			一般		法定		閲覧・証明				一般		法定
備考 [略]							備考 [略]							
[枚方市教育委員会公印規程関係]							[枚方市教育委員会公印規程関係]							
別表第1（第3条、第6条関係）							別表第1（第3条、第6条関係）							
番号	名称	書体	寸法	印材	用途	公印管守者	番	名称	書体	寸法	印材	用途	公印管守者	



主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）						旧（現 行）					
1	枚方市教育委員会印	[略]	[略]	[略]	[略]	号					者
						1	枚方市教育委員会印	[略]	[略]	[略]	[略]
6	枚方市教育委員会印	[略]	[略]	[略]	[略]	6	枚方市教育委員会印	[略]	[略]	[略]	[略]
					学校教育 室課長						教職員課
7	大阪府枚方市教育委 員会教育長印	[略]	[略]	[略]	[略]	7	大阪府枚方市教育委 員会教育長印	[略]	[略]	[略]	[略]
					学校教育 室課長						長
17	枚方市立中央図書館 長印	[略]	[略]	[略]	[略]	17	枚方市立中央図書館 長印	[略]	[略]	[略]	[略]
					中央図書 館長						中央図書 館副館長
20	枚方市教育委員会印	[略]	[略]	[略]	[略]	20	枚方市教育委員会印	[略]	[略]	[略]	[略]
<p>[枚方市立図書館汎用コンピュータ管理運営規程関係]</p> <p>(データの管理)</p> <p>第5条 [略]</p>						<p>[枚方市立図書館汎用コンピュータ管理運営規程関係]</p>					

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2 データ管理責任者は、<u>中央図書館長</u>（以下「<u>館長</u>」という。）をもって充てる。</p> <p>3 <u>館長</u>は、端末装置を中央図書館以外の図書館に設置する場合には、当該図書館における端末装置の適正な運用及びデータの厳正な管理を確保するため、当該図書館において通常執務する職員のうちからデータ管理責任者を指定しなければならない。</p> <p>（汎用コンピュータの中央処理装置の操作）</p> <p>第8条 汎用コンピュータの中央処理装置の操作は、<u>館長</u>が指定する者以外の者が行うことができない。</p> <p>2 <u>館長</u>は、前項の操作の実績を記録するため、台帳等を作成し、これを保管しなければならない。</p> <p>（端末装置の操作）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>館長</u>は、データ管理責任者及びデータ取扱員に対し、端末装置の操作等について必要な研修を行うものとする。</p> <p>（端末装置の操作時間）</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 データ管理責任者は、前項の操作時間外に端末装置を操作する必要が生じたときは、あらかじめ、<u>館長</u>に申請しなければならない。</p> <p>（コードの管理）</p> <p>第11条 汎用コンピュータで処理する事務に係るコードの新設、変更その他のコードの管理は、<u>館長</u>が行わなければならない。</p>	<p>（データの管理）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 データ管理責任者は、<u>中央図書館副館長</u>（以下「<u>副館長</u>」という。）をもって充てる。</p> <p>3 <u>副館長</u>は、端末装置を中央図書館以外の図書館に設置する場合には、当該図書館における端末装置の適正な運用及びデータの厳正な管理を確保するため、当該図書館において通常執務する職員のうちからデータ管理責任者を指定しなければならない。</p> <p>（汎用コンピュータの中央処理装置の操作）</p> <p>第8条 汎用コンピュータの中央処理装置の操作は、<u>副館長</u>が指定する者以外の者が行うことができない。</p> <p>2 <u>副館長</u>は、前項の操作の実績を記録するため、台帳等を作成し、これを保管しなければならない。</p> <p>（端末装置の操作）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>副館長</u>は、データ管理責任者及びデータ取扱員に対し、端末装置の操作等について必要な研修を行うものとする。</p> <p>（端末装置の操作時間）</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 データ管理責任者は、前項の操作時間外に端末装置を操作する必要が生じたときは、あらかじめ、<u>副館長</u>に申請しなければならない。</p> <p>（コードの管理）</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（保安措置）</p> <p>第12条 <u>館長</u>は、汎用コンピュータの中央処理装置及び磁気ファイル等の保管施設に盗難、火災その他の災害に備えて必要な保安措置を講ずるものとする。</p> <p>（事故対策）</p> <p>第13条 汎用コンピュータに係る事故を発見した者は、復旧のための応急措置を講ずるとともに、事故報告書により、事故の種類、状況等を速やかに<u>館長</u>に報告しなければならない。</p> <p>（訓練の実施）</p> <p>第14条 <u>館長</u>は、火災その他の災害の発生時における汎用コンピュータに係る対策を定め、随時、所属職員その他関係する職員を訓練しなければならない。</p> <p>[枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程関係]</p> <p>（枚方市立学校園安全衛生協議会）</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 協議会の庶務は、<u>学校教育部学校教育室</u>が担当する。</p> <p>[枚方市教育委員会庁内委員会規程関係]</p> <p>別表（第3条関係）</p>	<p>第11条 汎用コンピュータで処理する事務に係るコードの新設、変更その他のコードの管理は、<u>副館長</u>が行わなければならない。</p> <p>（保安措置）</p> <p>第12条 <u>副館長</u>は、汎用コンピュータの中央処理装置及び磁気ファイル等の保管施設に盗難、火災その他の災害に備えて必要な保安措置を講ずるものとする。</p> <p>（事故対策）</p> <p>第13条 汎用コンピュータに係る事故を発見した者は、復旧のための応急措置を講ずるとともに、事故報告書により、事故の種類、状況等を速やかに<u>副館長</u>に報告しなければならない。</p> <p>（訓練の実施）</p> <p>第14条 <u>副館長</u>は、火災その他の災害の発生時における汎用コンピュータに係る対策を定め、随時、所属職員その他関係する職員を訓練しなければならない。</p> <p>[枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程関係]</p> <p>（枚方市立学校園安全衛生協議会）</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 協議会の庶務は、<u>学校教育部教職員課</u>が担当する。</p> <p>[枚方市教育委員会庁内委員会規程関係]</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）						旧（現行）					
名称	目的	担当事務	委員長	副委員長	所管部署	別表（第3条関係）					
成年年齢引下げに伴う成人祭対応検討委員会	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	名称	目的	担当事務	委員長	副委員長	所管部署
削除						成年年齢引下げに伴う成人祭対応検討委員会	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
学校規模等適正化検討委員会	市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の適正な規模、配置及び通学区域について検討し、教	[略]	[略]	[略]	総合教育部新しい学校推進室	学校施設整備検討委員会	市立の小学校(1) 学校施設の整備及び中学校（以下「学校」という。）の施設（以下「学校施設」という。）の整備について検討するため。	(1) 学校施設の整備に関すること。	総合教育部長	総合政策部長	総合教育部まなび舎整備室施設管理課
							(2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。				
学校規模等適正化検討委員会	市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の適正な規模、配置及び通学区域について検討し、教	[略]	[略]	[略]	総合教育部新しい学校推進室	学校規模等適正化検討委員会	学校の適正な規模、配置及び通学区域について検討し、教育環境の整備	[略]	[略]	[略]	総合教育部学校安全課

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）						旧（現 行）					
	育環境の整備 及び学校教育 の充実を図る ため。						及び学校教育 の充実を図る ため。				
学校給食 施設検討 委員会	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	学校給食 施設検討 委員会	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
枚方市子 ども読書 活動推進 計画策定 検討委員 会	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	枚方市子 ども読書 活動推進 計画策定 検討委員 会	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
枚方市立 図書館グ ランドビ ジョン策 定委員 会	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	枚方市立 図書館グ ランドビ ジョン策 定委員 会	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
						枚方市立	[略]	[略]	総合教育	学校教育	総合教

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）						旧（現行）					
枚方市立 学校園安 全対策検 討委員会	[略]	[略]	学校教育 部長	総合教育 部長	学校教 育部 教育支 援室	学校園安 全対策検 討委員会			部長	部長	育部学 校安全 課
児童の放 課後対策 検討委員 会	[略]	[略]	[略]	[略]	学校教 育部 教育支 援室	児童の放 課後対策 検討委員 会	[略]	[略]	[略]	[略]	学校教 育部放 課後子 ども課
学 校 表 簿・文書 検討委員 会	[略]	[略]	[略]	[略]	学校教 育部学 校教育 室	学 校 表 簿・文書 検討委員 会	[略]	[略]	[略]	[略]	学校教 育部教 職員課
教育課程 検討委員 会	[略]	[略]	[略]	[略]	学校教 育部学 校教育 室	教育課程 検討委員 会	[略]	[略]	[略]	[略]	学校教 育部教 職員課
<p>[枚方市教育委員会文書取扱規程関係]</p> <p>(定義等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>イ・ロ [略]</p>						<p>[枚方市教育委員会文書取扱規程関係]</p> <p>(定義等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>イ・ロ [略]</p>					

新（改正後）	旧（現 行）																						
<p>ハ <u>新しい学校推進室設置規則（令和3年枚方市教育委員会規則第7号）第1条に規定する新しい学校推進室</u></p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>2 <u>適正な文書管理（受領又は起案から廃棄に至るまで文書を管理することをいう。以下同じ。）を確保するために教育政策課長が必要と認めるときは、前項第1号イに掲げる室を分割し、それぞれを課とみなす。</u></p> <p>3～5 (教育政策課長の職務)</p> <p>第3条 教育政策課長は、文書管理に関する事務を総括するものとする。</p> <p>2 教育政策課長は、課における文書管理の状況について、必要があると認めるときは、課長（<u>前条第2項の規定の適用がない同条第1項第1号イに掲げる室にあつては当該室長が指名する課長、同条第2項の規定が適用された同条第1項第1号イに掲げる室にあつては同条第2項の規定により分割する前の室長が指名する課長、中央図書館にあつては館長。</u>以下同じ。）に報告を求め、又は実地に調査することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>1 事務局文書記号</p> <table border="1" data-bbox="174 1252 1108 1404"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>室</th> <th>課</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総合教育部</td> <td></td> <td>教育政策課</td> <td>教総政</td> </tr> <tr> <td>新しい学校推進室</td> <td></td> <td>教総新</td> </tr> </tbody> </table>	部	室	課	記号	総合教育部		教育政策課	教総政	新しい学校推進室		教総新	<p>(2)～(10) [略]</p> <p>2～4 (教育政策課長の職務)</p> <p>第3条 教育政策課長は、<u>文書管理（受領又は起案から廃棄に至るまで文書を管理することをいう。以下同じ。）</u>に関する事務を総括するものとする。</p> <p>2 教育政策課長は、課における文書管理の状況について、必要があると認めるときは、課長（<u>教育支援推進室にあつては室長が指名する課長、中央図書館にあつては副館長。</u>以下同じ。）に報告を求め、又は実地に調査することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>1 事務局文書記号</p> <table border="1" data-bbox="1142 1204 2072 1356"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>室</th> <th>課</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総合教育部</td> <td></td> <td>教育政策課</td> <td>教総政</td> </tr> <tr> <td>まなび舎整備室</td> <td>施設建築課</td> <td>教総建</td> </tr> </tbody> </table>	部	室	課	記号	総合教育部		教育政策課	教総政	まなび舎整備室	施設建築課	教総建
部	室	課	記号																				
総合教育部		教育政策課	教総政																				
	新しい学校推進室		教総新																				
部	室	課	記号																				
総合教育部		教育政策課	教総政																				
	まなび舎整備室	施設建築課	教総建																				

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）			
学校教育部		おいしい給食課	教総給			施設設備課	教総設
	教育支援室		教学支			施設管理課	教総管
	学校教育室		教学教			学校安全課	教総安
2 [略]				学校教育部	教育支援推進室	おいしい給食課	教総給
						教学支	
						教職員課	教学教
						教育指導課	教学指
						教育研修課	教学研
放課後子ども課	教学子						
2 [略]				2 [略]			